事　業　計　画　書

1　管理運営に当たっての基本方針

（1）事業団の基本方針

当事業団は、昭和４７年に県立社会福祉施設の運営母体として設立されて以来、福祉ニーズの高度化・多様化に応じた質の高いサービスの提供に努めるとともに、社会情勢や経済の変動に柔軟に対応しながら自立経営の確立に向けた取組の積極的な推進を図ってきた。

こうした中、令和６年４月、今後５年間の行動指針として「第四次中期経営計画（２０２４年度～２０２８年度)」を策定したところであり、引き続き「その人らしさを大切に～みんなの笑顔のために～」の基本理念の下、

① 利用者の立場に立った「選ばれる施設づくり」
② 地域から信頼される「地域とともに歩む施設づくり」
③ 自立的経営を目指す「経営の基盤づくり」

の基本目標を挙げて、利用者の立場に立った質の高いサービスの提供と、これを担う人材の育成、更には、効率的で安定した施設運営に組織をあげて取り組むこととしている。

（2）山口県みほり学園の運営方針

昭和４７年７月に受託経営を開始して以来、県内唯一の児童心理治療施設として、心理治療・生活指導・学校教育が連携・協働する「総合環境療法」を展開し、子どもたちの心の治療・回復を図ってきた。

現在、仮設施設の整備・移転が予定されているが、引き続き子どもたちが本来持っている「健全に育つ力」を支援することで心の健康を回復し、成長のステップを進むことができるよう、次のような方針のもとに当園の運営に当たるものとする。

ア　社会的養護の一角を担う施設としての機能の充実

（ア）被虐待児への対応

虐待体験や複雑なトラウマに起因する「解離」「フラッシュバック」「試し行動」「病的退行」などの現象に対し、単なる問題行動として扱うのではなく、「自己防衛のための反応」として捉えるトラウマインフォームドケア（TIC）の実践を推進する。また職員自身が陰性感情に巻き込まれないよう、定期的な内部スーパービジョン（SV）やケース会議を実施する。

（イ）家族支援と連携

「家族再統合プログラム」に沿った個別支援を行うとともに、保護者面談等の機会を通して親子関係の修復や家庭環境の改善に向けて、家庭支援専門相談員（FSW）や担当セラピストを中心とした多角的なアプローチを実施する。

（ウ）心理治療・グループワークにおける技法の充実

身体面の改善を図る「認知作業トレーニング」と、学習能力の向上を図る「認知機能強化トレーニング」等の各種技法を計画的に実施する。さらに中学生を対象にしたＳＳＴ「マナー講座」や礼儀作法・情緒の安定を図る「茶道教室」、退園準備の支援としての「リービングケア」などの取り組みを充実させ、児童個々の課題に応じた社会的技能の獲得を促す。

イ　山口総合支援学校みほり分校と連携した取組の充実

総合環境療法（心理治療・生活指導・学校教育の協働による治療）の効果的な実施を図る観点から、山口総合支援学校みほり分校との緊密な連携のもと「対人暴力に関する聴き取り調査」等、継続して取り組む。

ウ　地域交流・地域活動の展開

入所児童が、地域における自主的な活動を通して自己有用感（人の役に立つ、必要とされる）を高めていけるよう、ボランティア活動等の社会体験を積極的に展開し、地域社会との良好な関係を育む。

2　児童福祉に対する考え方

（1）児童福祉施設としての役割・機能

虐待や温かな養育環境の欠如により傷ついた心身を安心・安全な生活環境の中で癒し、回復させることで、できるだけ短期間で安定した生活習慣を確立し、円滑な家族再統合と社会適応を図る。

（2）専門施設としての役割・機能

心理部門では、安全な非日常の枠組みを堅持した個別心理療法（面接、遊戯療法、箱庭療法等）と少人数構成で実施するソーシャルスキルトレーニング（SST）による社会性獲得訓練を実施する。

生活部門では、集団行動訓練や感覚統合訓練（認知・作業トレーニング）、球技や各種レクリエーションを通じて身体機能と対人コミュニケーションの改善を図る。

3　利用者の権利擁護・苦情解決

（1）利用者の権利擁護

ケース会議において、児童個々の特性や課題、発達段階に沿った自立支援計画を作成する。計画の作成に当たっては、児童本人の意向等の聴取・評価を丁寧に行うなどして、児童の権利擁護に十分な配慮を行うこととする。

（2）苦情解決

提供するサービスに係る苦情解決については、「事業団福祉サービスに関する苦情解決取扱規程」および「みほり学園苦情解決の窓口設置要領」に基づき、苦情受付担当者（指導課長）および苦情解決責任者（園長）、第三者委員を配置し、迅速か

つ公正に対応する。

4　個人情報保護・情報公開の適正な取扱いに向けた体制・方策

（1）個人情報保護の適正な取扱い

ア　体制の整備

個人情報の取扱いについては、「事業団個人情報保護規程」および「みほり学園個人情報取扱要領」に基づき、厳正に管理・運用する。

イ　ケース記録等の保管等

個人情報を含むケース記録等は、鍵付きロッカーに施錠保管し、廃棄する場合は、シュレッダー裁断により復元できないよう処理する。

ウ　関係者への資料提供

ケース会議の資料等は、伏字処理を行い、実習生等に提供する場合は、予め、誓約書を徴するとともに、提供資料の回収・返却の徹底を図る。

また、原籍校、医療機関、他施設等への情報提供は、事前に保護者の同意を得た上で行うこととする。

（2）情報公開の適正な取扱い

情報公開の取扱いについては、「事業団情報公開規程」に基づき、適正かつ透明性の高い対応を実施する。

5　利用者の処遇向上に向けた先導的な取組

（1）入所児童に対する集団治療

ア　心理治療における集団治療

毎週火曜日に「SST」を継続実践するとともに、年齢相応の身だしなみや社会生活上のマナー・ルール等を学ぶ「マナー教室」を実施するなど、児童個々の課題に応じた実践的なプログラムに取り組む。

イ　生活指導における集団治療

放課後の時間を活用し、全員参加によるグループワークを実施することで協調性や規範意識を養う。併せて学習に必要な認知機能にアプローチし学習能力の向上を図る「認知機能強化トレーニング」を継続して取り組む。

（2）山口総合支援学校みほり分校との連携

朝夕の引継ぎをはじめ、運営会議およびケース会議の共同開催、各種施設内研修、不審者対応・無断外出時の捜索・災害時の避難・救急救命等の訓練の協働実施、各種行事等の共催などを、学校と学園が一体となった支援体制のもとに行う。

6　地域への貢献

（１）地域でのボランティア活動

仁保川周辺道路や河川敷等の清掃活動を継続実施し、地域環境の美化と児童の地域社会への貢献意識を育む。

（２）地域公益的取組

以下の地域公益的取組を継続して行う。

ア　退所児アフターケア

退所後も引き続き支援が必要な児童に対する継続支援。

イ　外来相談

地域の住民を対象とした、家庭や学校で不適応を起こした児童や家族に対する電話・面接での無料カウンセリング事業を実施。

（３）福祉人材の養成研修等の受入れ

福祉人材（社会福祉士、介護福祉士、保育士、公認心理師等）の実習施設として、実習生を積極的に受け入れるとともに、児童精神科医研修や教員ＯＪＴ研修、教員養成研修、大学の個人実習等の受入れにも適宜応じる。

（４）施設設備等の提供

体育館・グラウンドを地域住民に開放し、利用を進める。

また、教育機関や子ども関係団体からの要請に応じて、セラピストや生活指導担当職員を講師・助言者として派遣する。

7　質の高いサービス提供のための方策

（１）治療目標の策定と治療効果の評価

治療目標の設定については、入所前カンファレンスでの児相担当者・原籍校担当教諭の意見や短期的・中長期的課題の提案等を踏まえて、担当セラピスト・担当生活指導部職員・分校担任が、担当者会議で検討を加え、各部における短期的目標と全体目標としての総合的な指針を立案し、最後にケース会議で決定する仕組みとする。

また、その後は、概ね半年毎に治療効果の評価と新たな目標の設定を行う。

ケース会議には、分校教員と施設職員に加えて、嘱託医や児童相談所の担当児童福祉司・児童心理司も出席し、多角的な見立てや評価を検討して、治療目標を決定する。

（２）精神科医師の活用

配置医師以外に２名の精神科医師を雇い上げ、ケースカンファレンスや職員研修の充実を図る。

ケースカンファレンスについては、毎月１回、児童精神科医の指導・助言を受けて検討・協議を進め、また、精神科医師による職員研修も毎月１回開催する。

（３）サービスの自己評価と第三者評価

サービスの自己評価については、全職員で取り組み、評価が低かった項目については、検討委員会で協議しながら逐次改善に取り組む。

また、専門機関による第三者評価を事業開始の平成１８年から定期的（３年に１回）に受審しており、客観的な品質向上を図っている。

（４）入所児童と保護者の満足度向上

入所児童の日々の生活に対する満足度の向上を図る観点から、児童主体の「児童会議」の開催、さらには意見箱の設置等を通じて、当園の行事や施設設備等に対する率直な意見や要望等を聴取し、その意見等を踏まえて必要な改善を図る。

保護者については、月２回の保護者会で意見や要望を拝聴するとともに、満足度調査を毎年度実施して、満足度の向上につなげる。

８　管理運営水準の低下を招かない経費削減方策

経費削減の方策としては

①　各種会議等の資料は、可能な限りペーパーレス化を図り、消耗品の抑制を促す。

②　毎月の試算表を通して予算執行状況を把握しながら、適正な支出管理を行う。

③　「こまめな消灯」、「空調の適正使用」等に重点的に取り組み、水道光熱費、燃料費の削減を図る。

９　利用者の安定的処遇（職員の配置計画を含む）

（１）利用者の安定的処遇

施設での２４時間の日常生活すべてを治療的環境と位置づけ、単なる養育にとどまらず、心理・福祉・教育・医療の専門職が共通の治療的見立て（アセスメント）を共有し、環境全体を通じて子どもの心の回復を図る。

みほり学園施設整備に伴う建設工事期間中においては、子どもたちにとって安全・安心な養育環境と可能な限り静穏な生活になるよう安全管理に取り組む。

また、新施設供用開始に向けては、「小規模ユニット化」への円滑な運用開始に向けて、支援方法の研究や体制整備を進めていく。

（２）職員の配置計画

人事異動に際しては、被虐待児童や発達障害のある児童の特性等を考慮して、一度に大幅な異動は避けるなどして、安定した生活環境の維持を図る。

10　組織の安定性

（１）法人経営の基盤づくり

第四次中期経営計画（２０２４年～２０２８年度）に基づき、財務基盤の強化や人材の確保・育成など、安定した経営基盤の確立に取り組む。

（２）当園の職員配置計画

〔職員配置〕

職　　名	R9年度				R10年度				R11年度			
	職員数	内訳			職員数	内訳			職員数	内訳		
		正	嘱託	契約		正	嘱託	契約		正	嘱託	契約
施設長	1	1			1	1			1	1		
児童指導員・保育士	12	11	1		12	11	1		14	13	1	
家庭支援専門相談員	1	1			1	1			1	1		
個別対応職員	1	1			1	1			1	1		
セラピスト	5	4	1		5	4	1		5	4	1	
医師	3			3	3			3	3			3
看護師	2	1		1	2	1		1	2	1		1
栄養士	1	1			1	1			1	1		
事務員	2	2			2	2			2	2		
日額雇用職員	13			13	13			13	13			13
計	41	22	2	17	41	22	2	17	43	24	2	17

〔勤務形態〕

勤務時間は１週につき３８時間４５分として、直接処遇職員は４週単位の変形労働時間制を採用している。

職名	勤務	勤務時間
施設長、指導課長、総務課長、主事、家庭支援専門相談員、看護師、セラピスト、栄養士	日勤	8：30～17：15
直接処遇職員（児童指導員・保育士）	日勤	9：30～18：15
	遅出	13：15～22：00
	夜勤	15：30～10：00

11　指定後の管理運営体制及び適正な業務の実施能力

（１）組織体制

「山口県みほり学園管理規程」に基づいて施設の適正な管理運営に当たる。

（２）人事管理

「事業団職員就業規程」等に基づき、職務規律の厳正な保持を図るとともに、人事評価制度、自己申告書等により、能力・適性等を踏まえた職員配置を行う。

また、本部研修や職場研修を通じて職員の資質向上に努めるとともに、ストレスチェック制度も活用しながらメンタルヘルス対策の充実を図る。

12　緊急事態への対応

当法人の「防災警戒・災害対策体制に関する要領」に加え、当園の「事業継続計画」（震災時・新型インフルエンザ等発生時）、「防災マニュアル」や各「感染症予防マニュアル」に基づき、危機管理の徹底を図る。

（１）災害対策

毎月の避難訓練はもとより、火災・台風・水害・地震等各種災害に関する知識の向上やマニュアル等の周知徹底、非常用発電機取扱の実地訓練等を通して、災害発生時に即応できる体制づくりを進める。

また、非常時の職員・法人内連絡網や県・関係機関等との連絡体制を不断に見直し、その実効性を確保する。

（２）食中毒・感染症対策

調理現場における食品の安全確保や衛生管理を徹底するとともに、季節や地域の状況に応じた健康管理について日々注意を喚起する。

今後とも各種感染症予防・対策マニュアルの徹底を図り、感染症対策に万全を期することとする。

（３）不審者対策

当園では、正門に監視モニター、児童の下駄箱と渡り廊下、裏門の３か所にカメラを設置（仮設施設にも設置予定）し、警察直通電話とともに設備面における安全対策を行っている。

毎年夏休み前には、分校と共同して、山口警察署の指導のもとに、不法侵入者対応の実践的な訓練を行っており、今後も引き続き実施していく。

13　添付書類

（１）収支計画書（別紙１）

（２）申請者に関する書類

ア　法人の概要（別紙２）

イ　定款

ウ　登記事項証明書

エ　事業計画書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度における（以下「直前２事業年度」という。）の事業報告書

オ　直前２事業年度の収支決算書類

カ　納税証明書